

### 審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部道路管理課管理係
内線番号	5266

No.	項目	内容
①	処分名	道路の占用の変更の許可
②	法令名	道路法
③	法令番号	昭和27年法律第180号
④	根拠条項	第32条第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都府各土木事務所長。ただし、京都土木事務所長を除く。)
⑥	法令の定め	第三十二条 3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	道路法第33条(道路の占用の許可基準)、同条を受けた道路法施行令、同令を受けた道路法施行規則及び京都府道路占用許可事務取扱要領
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	警察署
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間)21日(先例のないもので21日で承認を行うことが困難なものを除く。)
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	21日(警察署への協議期間を除く。)
⑫	問合せ	道路管理課管理係(075-414-5266)
⑬	備考	